

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 22.5.19 第 174 回国会第 21 号

5 月 19 日（水）、第 21 回の委員会が開かれました。

- 1 国際連合安全保障理事会決議第 1874 号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（内閣提出、第 173 回国会閣法第 12 号）
北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案（石破茂君外 10 名提出、第 173 回国会衆法第 1 号）
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第 5 条第 1 項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第 3 号）
- ・ 及び について提案理由の説明を省略することに協議決定しました。
 - ・ 前原国土交通大臣、松下経済産業副大臣、辻元国土交通副大臣、西村外務大臣政務官、高橋経済産業大臣政務官、三日月国土交通大臣政務官、楠田防衛大臣政務官及び政府参考人並びに提出者中谷元君（自民）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・ 、 及び に対し、赤嶺政賢君（共産）が討論を行いました。
 - ・ について採決を行った結果、賛成少数をもって否決すべきものと決しました。
（賛成 - 自民、公明、みんな 反対 - 民主、共産、社民、国民）
 - ・ について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成 - 民主、公明、社民、国民 反対 - 自民、共産、みんな）
 - ・ について採決を行った結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。
（賛成 - 民主、自民、公明、共産、社民、みんな、国民）

（質疑者及び主な質疑内容）

黒岩宇洋君（民主）

- ・ 入港禁止の理由に拉致が明記されない理由は何か。また、北朝鮮によって昨年 4 月のミサイル発射や 5 月の核実験が行われたにもかかわらず、今回の閣議決定においても入港禁止の理由が変更されなかった理由は何か。
- ・ 特定船舶の対象船舶を特定船舶入港禁止法第 2 条第 2 項第二号に定める特定の外国の港に寄港した船舶（二号船舶）にも広げることについての検討や議論はされたのか。
- ・ 旗国が回航指示をしたにもかかわらず船長が承諾をしなかった場合において、内閣提出法案（閣法）に基づきどのような措置が取られるのか。

川島智太郎君（民主）

- ・ 特定船舶の入港禁止措置の目的は何か。また、これまでの措置は北朝鮮に対してどのような効果があり、大臣はどのように評価しているか。
- ・ 第 3 国経由での北朝鮮との輸出入の状況について把握しているか。
- ・ 韓国哨戒艦沈没事案について、韓国や米国から何らかの情報提供を受けているか。

岩屋毅君（自民）

- ・ 閣法において、法案名から北朝鮮を削除した理由は何か。また、今後新たな国連決議が採択される可能性があるにもかかわらず、国連安保理決議の番号を法案名に引用する必要があるのか。
- ・ 閣法には、石破君外提出法案（衆法）にある第 9 条第 2 項の規定がないが、この規定がなくても海上警備行動（自衛隊法第 82 条）の発動に支障がないのか。また、北朝鮮に対するメッセージを示すためにも、第 9 条第 2 項の規定を置く必要があると考えるがいかがか。
- ・ 閣法には社民党の意見が強く反映されているのか。また、PKO 活動や海賊対策に自衛隊を派遣していることについて、社民党としてどのように評価しているのか。

福井照君（自民）

- ・ 前政権の拉致問題における北朝鮮への対応の基本方針を今後も引き継ぐつもりか。また、政権交代後の 8 ヶ月、どんな議論が閣内でなされ、今何をされようとしているのか。
- ・ 地政学上の、この今の時代認識に関して、大臣の個人的見解を伺いたい。
- ・ 日本の発展のためには、大陸や半島との関係が重要と考

えるが、それについてご意見を伺いたい。

- ・ 去年アメリカが不審船をアジアにおいて追跡するという事案があったが、その後、臨検が必要な事案はあったのか。

竹内 讓君（公明）

- ・ 衆法について、自衛隊による所要の措置を定めた理由を伺いたい。
- ・ 3月26日に起きた韓国哨戒艦沈没事案について、事実関係並びに韓国及び我が国の認識を伺いたい。また、北朝鮮の関与が疑われているが、もしそうであるならば、なぜこのような時期に、このような大事件を起こしたと考えるか。
- ・ 6ヶ国協議に関しては、北朝鮮の安易な復帰を求めるのではなく、日本独自の対北朝鮮制裁の強化や国連安全保障理事会での協力に取り組むことが今後必要だと考えるが、この点につきどう考えるのか。

赤嶺 政 賢君（共産）

- ・ 国連安保理決議第1874号に基づき、公海上における貨物検査が行われた事例は何件あるのか。
- ・ 国連において、同決議第1874号に基づく禁止物品は定められているのか、また、その品目は何か。
- ・ 同決議第1874号の「旗国の同意」が得られなかった場合に、自衛隊が対象船舶を監視・追尾できるとする国際法上の根拠は何か。

柿澤 未 途君（みんな）

- ・ 事実上北朝鮮の船舶とみられるような便宜置籍船について、我が国ではどのように対処しているのか。
- ・ 自衛隊が海上警備行動を発動し、貨物検査に関与するのはどのような場合か。
- ・ 今回の入港禁止措置延長の閣議決定に当たって、政府内で対象となる船舶の範囲を拡大することは検討されたのか。また、入港禁止措置は日本経済にどのような影響を与えているのか。